

【2014年10月1日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／第49号 ■

---

---

---

目次

---

【トピックス】

1. 退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に！
2. 10月1日から労災保険の「特別加入」の加入・脱退などの手続き期間が広がります！
3. 10月は年次有給休暇の取得促進期間です

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「イクメン推進シンポジウム」開催！！  
～イクメン企業アワード表彰式ほか～
- ◆10月6日に平成26年度高年齢者雇用開発フォーラムを開催
- ◆現在の雇用失業情勢

---

【トピックス1】退職金による確かな未来づくりで会社をもっと元気に！

---

「中小企業退職金共済制度」をご存じですか？

これは、自力では退職金制度を設けることが難しい中小・零細企業のために作られた国の制度です。

退職金制度を取り入れることで、従業員に将来への安心感を与え、仕事への意欲をもたらすことが期待できます。

企業の魅力を高め、優秀な人材を獲得するために「中小企業退職金共済制度」を活用してみませんか？

<制度の種類>

- （一般の）中小企業退職金共済制度：主に常時雇用される従業員が対象
- 特定業種退職金共済制度：建設業、清酒製造業、林業の期間雇用者が対象

<メリット>

- 安心 法律に基づく制度

- 有利 掛金は全額非課税、掛金の一部を国が助成
- 簡単 加入手続き・掛金管理も手間いらず
- パートタイマーの方の加入も可能
- 福利厚生に利用できる提携サービス  
加入企業の皆さまには、提携しているホテルやレジャー施設などを割引料金でご利用いただけます。

《加入してよかった！喜びの声》

- ・（一般の）中小企業退職金共済制度加入の方  
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/service/service04.html>
- ・建設業退職金共済制度加入の方  
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/seido09.html>

■（一般の）中小企業退職金共済制度

加入できる企業：常用従業員数 300 人以下（※1）、または資本金・出資金  
3 億円以下の企業（※2）

（※1）卸売業、サービス業は 100 人以下、小売業は 50 人以下

（※2）卸売業 1 億円以下、サービス業・小売業 5,000 万円以下

掛金：従業員ごとに、月額 5,000 円から 30,000 円までの範囲で設定

（パートタイマーの方は 2,000 円、3,000 円、4,000 円の特例掛金月額も  
選択可）

※平成 26 年 4 月 1 日から、解散する厚生年金基金からの資産移換が可能となりました。

- 無料制度説明会を開催しています。お気軽にご相談ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/soudan/soudan02.html>

- CM 動画配信中（15 秒・30 秒）

<http://www.youtube.com/watch?v=f1CH9NXvrGs&list=PL08UL-AEOzoxSDKPfwHJwoWcH3IPcdCye>

- 動画で Q&A（5 分）

<http://www.youtube.com/watch?v=5mEMaz75MVg&list=PL08UL-AEOzoywa0r6KwGc2PW5eG4eBS54>

【詳しくはこちら（中小企業退職金共済事業本部ホームページ）】

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## ■特定業種退職金共済制度

加入できる事業主：建設業、清酒製造業、林業を営む事業主（※）

（※）一人親方の場合は任意組合を作れば加入できます。

掛金：従業員ごとに、建設業：1日310円、清酒製造業：1日300円、  
林業：1日460円

### 【詳しくはこちら】

- ・建設業の方（建設業退職金共済事業本部ホームページ）  
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- ・清酒製造業の方（清酒製造業退職金共済事業本部ホームページ）  
<http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>
- ・林業の方（林業退職金共済事業本部ホームページ）  
<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

---

【トピックス2】10月1日から労災保険の「特別加入」の加入・脱退などの手続き期間が広がります！

---

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合、労働局長の加入承認日はこれまで「申請の日の翌日から14日以内で申請者が加入を希望する日」でしたが、10月1日からは「申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日」に変わります（業務内容などの変更・脱退についても同様）。

また、給付基礎日額変更の事前申請も、3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でしたが、これからは、3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになります。

これによって、以前に比べ、余裕を持って労災保険の特別加入の手続きをすることができるようになります。

### 【特別加入について】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/rousai/kanyu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/kanyu.html)

### 【問い合わせ先（都道府県労働局、労働基準監督署）】

[http://www.mhlw.go.jp/kousei\\_roudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/kousei_roudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html)

※現在、特別加入している方へのご案内

平成 27 年度の給付基礎日額の変更を検討している方は、3 月の事前申請をお勧めします！

◆給付基礎日額の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を、年度末（3 月）に行うことをいいます。

◆給付基礎日額の変更は「年度更新」期間（平成 27 年 6 月 1 日から 7 月 10 日まで）にも行うことができますが、平成 27 年 4 月 1 日から申告書提出までの間に万が一被災された場合には、27 年度には給付基礎日額を変更することができません。

---

### 【トピックス 3】10 月は年次有給休暇の取得促進期間です

---

[あなたの会社は、年次有給休暇が取りにくくなっていませんか？]

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。しかしながら、年次有給休暇の取得率は 47.1% (平成 24 年度) と 50% を下回っています。取得率が低調となっている理由を調べたところ、全体の約 3 分の 2 の労働者が、年次有給休暇の取得にためらいを感じていることがわかりました。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を年次有給休暇取得促進期間として周知活動を行っています。

[休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！]

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。年次有給休暇を取得しやすい環境整備に取り組みましょう。経営者の指導の下、取得の呼びかけなどによる年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、労使の年次有給休暇に対する意識改革をしましょう。また、労使の話し合いの機会をつくり、年次有給休暇の取得状況を確認し、取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

[年次有給休暇の計画的付与制度を活用しましょう！]

計画的な年次有給休暇取得のために、事業場全体の年間計画に計画的付与制度を活用しましょう。計画的付与制度とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5 日

を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。事業主にとっては労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。また、労働者にとってはためらいを感じずに、年次有給休暇が取得しやすくなります。

この機会に、年次有給休暇の計画的付与制度の活用について検討してみませんか？

**【詳細はこちら】**

10月 は年次有給休暇取得促進期間です

「いい仕事を生むためには、自分休暇が必要でした」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html)

---

**【厚生労働省からのお知らせ】**

---

▽▼ 「イクメン推進シンポジウム」開催！！  
～イクメン企業アワード表彰式ほか～ ▲△

厚生労働省が進めるイクメンプロジェクトでは、10月17日（金）、時事通信ホール（東京都中央区）において、「イクメン推進シンポジウム」を開催します。  
（参加無料・事前申込制）

「イクメン企業アワード」「イクボスアワード」の表彰式や、「イクメンスピーチ甲子園」決勝、イクボスをテーマとしたパネルディスカッションなど、盛りだくさんのプログラムです。

男性の仕事と子育ての両立について、人事目線、管理職目線、社員目線と、さまざまな角度からアプローチするシンポジウムです。今後の両立支援の取組の参考に、是非足をお運びください！！

なお、「イクメンスピーチ甲子園」決勝は、ご来場の皆さんの投票により優勝者が決まります！！

■日時：平成26年10月17日（金）13:00～16:30（開場12:30）

■会場：時事通信ホール（東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル2F）

【詳しくはこちら（イクメンプロジェクト公式サイト）】

<http://ikumen-project.jp/symposium2014/index.php>

▽▼ 10月6日に平成26年度高年齢者雇用開発フォーラムを開催 ▲△

厚生労働省では、高年齢者雇用の重要性についての啓発と、高年齢者が能力を十分に発揮し、いきいきと働ける職場づくりの推進を目的として、「高年齢者雇用開発フォー

ラム」を毎年開催しています。今年は、10月6日（月）に「イイノホール」（東京都千代田区）で開催します。（参加無料・申込不要）

当日は、高年齢者向けに職場環境を改善した企業の表彰を行うほか、中央大学大学院戦略経営研究科 教授 佐藤博樹氏による記念講演などを行います。

また、高年齢者雇用について先進的な取り組みを行っている企業の事例発表やトークセッション、雇用・就業相談コーナーなども予定しています。開催間近でのご案内となってしまいましたが、皆さまの参加をお待ちしています。

■日時：平成26年10月6日（月）10:00～16:30

■会場：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル4F）

【厚生労働大臣表彰受賞企業】

\* 最優秀賞（1社）

株式会社キンポーメルテック（長野県飯田市、金属製品製造業）

\* 優秀賞（2社）

あさひ自動車株式会社（秋田県秋田市、道路旅客運送業）

風月株式会社（北海道札幌市、飲食店等）

\* 特別賞（3社）

白根運送株式会社（山梨県南アルプス市、道路貨物運送業等）

株式会社山本金属製作所（大阪府大阪市、電気機械器具製造業）

吉田製作株式会社（石川県加賀市、金属製品製造業）

【詳しくはこちら（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ）】

<http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity03.html>

**【報道発表資料】**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000056863.html>

〈参考〉

高年齢者を雇用するための環境整備などを行った事業主には支援制度がありますので、  
ご活用ください。

[高年齢者雇用安定助成金]

- ・ 高年齢者活用促進コース

<http://krs.bz/roumu/c?c=8993&m=46235&v=3127dca9>

- ・ 高年齢者労働移動支援コース

<http://krs.bz/roumu/c?c=8994&m=46235&v=ff772001>



現在の雇用失業情勢



9月30日に公表された8月の完全失業率は前月より0.3ポイント改善の3.5%、有効求人倍率は前月と同水準の、1.10倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいる状況にあります。

**【労働力調査（総務省）】**

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201408.pdf>

**【一般職業紹介状況】**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058609.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-